

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発																									
生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売業者に対する農薬管理指導士の認定などを通じ、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。																									
①概要																									
農薬適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位の講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。 また、農薬適正使用について、農薬購入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする農薬管理指導士の認定を、引き続き実施する。																									
②推進指標																									
【農薬適正使用講習会・研修会の開催回数】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>170回</td> <td>—</td> <td>410回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>173回</td> <td>138回</td> <td>383回</td> <td>438回</td> <td>406回</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	170回	—	410回	実績	173回	138回	383回	438回	406回		
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	170回	—	410回																		
実績	173回	138回	383回	438回	406回																				
③用語解説																									

【平成24年度事業実施状況】	
●農薬適正使用推進事業費（農産園芸課） ・農薬の適正販売及び安全かつ適正な使用、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農薬適正使用講習会等を開催した。 ・平成24年度農薬適正使用講習会の開催結果 （日程・参加者数） 6月27日 東予地方局 97名 6月27日 南予地方局 82名 6月29日 中予地方局 85名 ・平成24年度農薬管理指導士認定及び更新研修会 1月31日 新規9名 更新50名 ・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を402回実施した。（新しい技術の講習等のため、年度によって回数が増減する。）	
【中間評価及び今後の取組み方針】 講習会等の開催により、農業者の適正使用への認識が更に高まり、農薬による事故は減少すると考えられる。 県産農産物の安全性確保、農薬による危被害の未然防止を図るため、今後とも、農薬適正使用講習会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施																									
適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農薬取締職員による計画的な農薬販売業者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて使用者への立入検査を実施します。																									
①概要																									
農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者については、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。																									
②推進指標																									
【農薬立入検査実施件数】 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300件</td> <td>—</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>339件</td> <td>321件</td> <td>278件</td> <td>308件</td> <td>282件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	300件	—	300件	実績	339件	321件	278件	308件	282件		
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	300件	—	300件																		
実績	339件	321件	278件	308件	282件																				
③用語解説																									

【平成24年度事業実施状況】	
●農薬適正使用推進事業費（農産園芸課） ・農薬の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保すること目的に農薬販売業者等へ立入検査を行った。 ・平成24年度立入検査結果 農薬販売業者実施件数：282販売所（届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数：23件） 農薬使用者実施件数：0件（農薬の使用基準違反がなかったため実施なし）	
【中間評価及び今後の取組み方針】 農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施している。調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間20件前後改善指導を実施しているが、無登録農薬・販売禁止農薬の販売等の重大な違反は発生していない。 今後とも引き続き実施する。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	(11)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施するとともに、検査を円滑に実施するため、効率的な分析技術の開発に努めます。
①概要	果農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその記録に加え、農林水産研究所において最大431成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】 分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。
③用語解説	

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標					300件		300件
実績	298件	293件	294件	297件	301件		

③用語解説	
【平成24年度事業実施状況】	●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工程管理・記録に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したところ、基準値の超過はなかった。
	・平成24年度農薬残留調査結果(431成分) 穀類(米、麦、大豆):31件 野菜:131件 果樹:139件
【中間評価及び今後の取組み方針】	農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農薬による農作業中の中毒・死亡事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。 農薬適正使用講習会等の開催により、農業者の適正使用への認識が更に高まり、農薬による事故は減少すると考えられる。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	(12)生産者個々における農薬使用の記録推進 農薬団体が実施している生産者個々における農薬使用の記録運動と連携し、記録の徹底を図ります。
①概要	
	農薬団体では、生産者個々における農薬使用の記録運動を実施しており、農協出荷者以外についても記録の徹底を図る。
②推進指標	
③用語解説	
【平成24年度事業実施状況】	●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 農薬の安全使用を図るため、GAP研修会や各地方局ごとの講習会において記録の徹底を図った。 ・平成24年度GAP研修会の開催結果 【日程・参加者数】2月22日 46名 ・講習会 402回
【中間評価及び今後の取組み方針】	生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全をはじめ様々な観点から注意すべき管理点(点検項目)を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善を結びつけることにより、食品の安全性、信頼性確保等につながることから、安全安心システム(GAP)の導入を今後とも推進し、食に対する消費者の不安が高まるなか、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。

基本施策Ⅱ Ⅱ-i	生産から消費に至る食の安全安心の確保 生産段階における安全安心の確保
施策の方向3 具体的な取組み	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(13) 農薬団体や農薬販売者と連携した農薬適正使用の推進	
①概要	愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農薬団体や農薬販売者と一体となって農薬適正使用を推進し、安全安心な農産物の生産体制の確保に努めます。
②推進指標	愛媛県農薬適正使用推進協議会活動を通じて、農薬の適正使用を推進しているところであり、今後も引き続き実施する。
③用語解説	《愛媛県農薬適正使用推進協議会》 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と産地としての信頼性を確保するため、設置したもの。 県、農薬団体、農薬卸業者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。
④中間評価及び今後の取組み方針	【平成24年度事業実施状況】 ● 農薬適正使用推進事業費（農産園芸課） ・ 農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、農薬適正使用推進協議会を開催し、農薬の情報を提供するとともに、行政、農薬販売業者、農薬防除者の意見交換を行った。 ・ 平成24年度農薬適正使用推進協議会の開催結果 【開催日】 5月22日 【内容】 ・ 農産物の安全性確保について ・ 農薬適正使用の推進について 他 【中間評価及び今後の取組み方針】 農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、一年間実施する様々な事業計画を協議しており、今後も引き続き、安全安心な農産物の生産体制の確保に努める。

基本施策Ⅱ Ⅱ-i	生産から消費に至る食の安全安心の確保 生産段階における安全安心の確保
施策の方向3 具体的な取組み	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回	
①概要	生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。
②推進指標	家畜保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。 【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。
③用語解説	《動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令》 薬事法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則をいう。
④中間評価及び今後の取組み方針	【平成24年度事業実施状況】 ● 飼料対策事業費（畜産課） ● 畜産経営技術指導事業費（畜産課） ● 家畜衛生対策事業費（畜産課） ・ 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施した。 ・ 生産者・484件、飼料販売店：99件、動物医薬品販売業者：104件 ・ 周知関連法令：薬事法（動物医薬品）、飼料安全法 【中間評価及び今後の取組み方針】 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。 畜産物の安全かつ安定的な供給を図るため、今後も継続して実施する必要がある。

年度 (H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	850件	—	850件
実績	857件	642件	572件	664件	687件	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	(15)牛耳標装着の農家指導 関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
①概要	国(農政事務所)・農協等と連携し、畜産農家が確実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別センター)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。
②推進指標	【牛耳標装着率】 全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。
③用語解説	《牛耳標》 牛の個体識別番号を記した耳標 《個体情報の内容》 耳標の番号と牛の飼養場所、飼養場所、牛の品種性別等の情報
【平成24年度事業実施状況】	●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ●国の農政事務所やJIA等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。 ●牛の死亡時において個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ●周知内容：耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等
【中間評価及び今後の取組み方針】	●国の農政事務所やJIA等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した結果、牛耳標装着率は100%を維持しており、トレーサビリティの実効性が担保されている。 今後とも指導を継続し、生産段階における安全安心を確保する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	(16)原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 原木シイタケや畜産関係生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。
①概要	愛媛県森林組合連合会が生産者を対象として実施する講習会(県補助事業)において、無農薬での栽培、衛生管理の徹底を指導するとともに、生産履歴の記載運動を推進する。
②推進指標	—
③用語解説	—
【平成24年度事業実施状況】	●原木乾しいたけ等生産促進事業費(林業政策課) ●原木しいたけ等の生産を新たに開始しようとする者や、既存生産者等を対象とした生産技術講習会・実習において、無農薬での栽培、加工工程における衛生管理の手法、トレーサビリティの必要性等を指導した。 【開催回数・参加者数】 生産技術講習会・生産実習・技術改善研修会 12回 延べ参加者数 365人 流通改善研修会 1回 参加者数 128人 (計493名)
【中間評価及び今後の取組み方針】	●初年度である平成22年度の211人に比べ、講習会等の参加人数は、増加傾向にある。引き続き、既存生産者及び新規生産者を対象とした生産技術講習会・実習を開催し、乾しいたけ生産者の技術向上や食の安全安心に関する意識の向上に寄与していく方針である。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(17)養殖衛生管理体制の推進																									
養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。																									
①概要																									
魚病対策として、疾病魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水産用医薬品やワクチンの適正な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施します。																									
②推進指標																									
【養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合】 養殖業者への指導状況の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>70.3%</td> <td>66.8%</td> <td>80.8%</td> <td>67.9%</td> <td>63.5%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	70.0%	—	70.0%	実績	70.3%	66.8%	80.8%	67.9%	63.5%		
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	70.0%	—	70.0%																		
実績	70.3%	66.8%	80.8%	67.9%	63.5%																				
③用語解説																									

【平成24年度事業実施状況】	
●魚病対策指導費(水産課) 魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。	
・防疫対策会議の開催結果 〔日程・参加者数〕 4月27日 南予文化会館 46名	
・魚病診断件数 791件	
・水産用ワクチン使用指導書発行件数 280件	
・医薬品残留検査(ブリ、マダヒ、ヒラメ) 30検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))	
【中間評価及び今後の取組み方針】 養殖魚の疾病の診断及び養殖業者に対する指導により、疾病のまん延を防止することができた。また、防疫対策会議を開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用及び薬事法の遵守を呼びかけ、目標値に近い数の経営体に対し指導を行うことができた。 今後も疾病検査を行うと共に、養殖業者に対して適切な防疫対策指導を行い、養殖生産物の安全性を確保していく。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(18)貝毒検査の実施																									
貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。																									
①概要																									
宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、春～初夏に出現するアレキサンドリウム・カタネラ、冬～季～初夏に出現するギムノディニウム・カタネラ・タムムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痹性貝毒を蓄積させる。 県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の毒量を検査している。																									
②推進指標																									
【貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合】 検査率の維持により貝毒発生確認の活動状況の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	100%	—	100%	実績	100%	100%	100%	100%	100%		
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	100%	—	100%																		
実績	100%	100%	100%	100%	100%																				
③用語解説																									
《安全基準値》 貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度																									

【平成24年度事業実施状況】	
●魚場環境モニタリング調査指導事業費(水産課) 毒化した二枚貝が流通されないよう、原因プランクトンの出現動向に合わせ、毒量検査を実施した。なお、今年度は貝毒の原因プランクトンが高密度に出現しなかったことから、マガキのマウス試験においても規制値を上回る貝毒が確認されず、二枚貝類の安全性が確保された。	
(検査実施状況)	
12/19 養殖マガキ(御庄湾) 12/13採取分 貝毒量検出限界値以下	
1/16 養殖マガキ(御庄湾) 1/10採取分 貝毒量検出限界値以下	
1/25 養殖マガキ(御庄湾) 1/22採取分 貝毒量検出限界値以下	
2/27 養殖マガキ(御庄湾) 2/22採取分 貝毒量検出限界値以下	
【中間評価及び今後の取組み方針】 平成22年度に貝毒の原因プランクトンの一種であるアレキサンドリウム・カタネラが高密度で出現し貝毒検査を行ったところ、規制値を上回る貝毒を確認したため、採捕規制措置を講じて、二枚貝類の安全性を確保した。その後も目標どおりに検査を行うことができた。 今後も原因プランクトンの動向を調査し、貝毒検査を実施することにより、二枚貝類の安全性を確保していく。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	(19) 養殖ヒラメに係る新種クダアの防疫体制の推進 ◆中間見直しにより追加 食中毒の原因とされる新種クダアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クダアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クダア疾病対策ガイドライン」に基づき、新種クダアの検出対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する技術開発と知見収集を実施し、関係者への情報提供に努めます。
①概要	「愛媛県クダア疾病対策ガイドライン」に基づき、水産研究センターが県内のヒラメを検査すると共に、被害の軽減に資する新たな技術の開発を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	
③用語解説	《新種クダア》 正式名称は <i>Kudou septempunctata</i> (クダア・セブンペンクタータ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することで一定量のクダアが摂取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クダアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができる。

【平成24年度事業実施状況】	●養殖ヒラメの寄生虫防除対策試験費(水産課) クダアの感染については不明であることから、種苗の導入時及び養殖中の感染状況を調査し、得られた知見を基に感染防除対策の試験を行った。
○ヒラメのクダア検査	魚類検査室 73件 水産研究センター 栽培資源研究所 9件
○技術開発試験	養殖ヒラメの寄生虫防除対策試験(H24～H26)
【中間評価及び今後の取組み方針】	調査において中間宿主の知見を得ることができた。今後もヒラメの感染状況を調査するとともに、中間宿主の探索や養殖ヒラメ以外の感染状況調査を行い、クダアによる食中毒を未然に防止できるように試験研究を実施する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに添えた生産への取組み
具体的な取組み	(20) 環境保全型農業の推進 エコえひめ農産物の生産促進のほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。
①概要	土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。
②推進指標	【エコファーマー取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。
③用語解説	《エコファーマー》 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の3割以上の削減を目標とした栽培計画を県が認定した農業者 《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標					1,200ha		1,200ha
実績	908ha	924ha	953ha	684ha	563ha		

【平成24年度事業実施状況】	●環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課) 有機性資源の循環利用による土づくりや化学肥料、化学農薬の節減技術等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動に一体的に取り組むとともに、有害物質対策を実施し、流通販売・加工業者との環境保全型農業推進大会を開催した。 ・平成24年度 環境保全型農業推進大会開催結果 (日種・参加者数) 2月15日 80名 ・エコファーマー認定数 812人 ・エコファーマー取組面積 563ha ●特別栽培農産物等認証事業費(ブランド戦略課) ・認証審査会を年6回開催し、184件(水稲・大豆41件、野菜86件、果樹54件、その他3件)のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数2,039人、栽培面積912ha) ・認証委員会(委員7名)を12月18日に開催し、申請手続きや申請書類の簡素化、販路拡大支援の強化などについて協議した。 ●エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費(ブランド戦略課) 制度の普及啓発や販路拡大のために、「エコえひめ農産物市場」、「エコえひめ農産物体験ツアー」の開催やPRチラシの作成を行なった。
----------------	---

【中間評価及び今後の取組み方針】
 (農産園芸課)
 エコファーマーの認定数は、去年よりも34人増となったが、取組面積については、121haの減少となった。農家の高齢化により、厳しい現実ではあるが、今後も、「環境保全型農業直接支払制度」の取組みを支援するとともに、エコファーマーの確保に努める。
 (フロント戦略課(平成25年度から農産園芸課))
 エコえひめ農産物の栽培面積は、平成20年度をピークに微減傾向であるが、エコファーマーの確保とエコえひめ農産物の認証取組みをセットとして推進し、環境保全型農業の推進を図るとともに、消費者や実需者に対する認知度向上を進める。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向4	安全安心という消費ニーズに応えた生産への取組み																								
具体的な取組み																									
(21)有機農業の推進	有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。																								
①概要	農家が有機農業に取り組み、場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、規格を揃え、まとめて販売することが難しく、有機農産物を評価する消費者・量販店等の販売先を開拓することが必要となっている。 このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直接販売等の取組みの支援に今後とも取組み、有機農業の普及・拡大に努める。																								
②推進指標																									
【有機農業取組面積】	取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>570ha</td> <td>—</td> <td>570ha</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td></td> <td>365ha</td> <td>396ha</td> <td>389ha</td> <td>388ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	570ha	—	570ha	実績			365ha	396ha	389ha	388ha	
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	570ha	—	570ha																		
実績			365ha	396ha	389ha	388ha																			
③用語解説																									

【平成24年度事業実施状況】

- 有機農業推進事業費(農産園芸課)
 ・農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業を推進するため、県内3カ所に実証圃を設置するとともに、流通販売・加工業者との意見交換会を実施した。
- ・平成24年度 実証展示圃
 ・しまなみ指導班 温州みかん20a、レモン10a
 ・久万高原指導班 スイートコーン、サトイモ、コンニャク、トマト4a
 ・鬼北指導班 エズ30a
- 農業試験研究費(農産園芸課)
 ・有機栽培技術確立試験費
 県では平成20年に有機農業推進計画を策定し、有機農業技術の体系化を図るとともに、全市町で推進協議会を設置することとしている。そのため、水稲や各種野菜(大豆、タマネギ、キャベツ等)の有機栽培を実証し、栽培技術のマニュアル作成を通じて、一般農家にも取り組みやすい有機農業作業の確立を図り、地域の有機農業推進体制づくりを支援した。
- 広域連携型農業研究開発事業費(農産園芸課)
 ・カンキョウ有機栽培における病害虫防除体系の確立
 県内で有機栽培を実践している柑橘園において、個々の防除体系と病害虫の発生について調査し、有効な技術を組み合わせて有機農業を推進する研究を進めており、24年度は、病害虫の発生動向調査や病害虫の抑制技術の把握および実証を行った。

【中間評価及び今後の取組み方針】
 有機農業には、県下で806の経営体が388haで取り組み、県では、県下3箇所を設置している有機栽培の実証展示圃での新たな取り組み技術を、普及機関を通じて速やかに農業者に指導するとともに、今後、環境に優しい有機農業の取組面積の確保に努める。
 また、有機栽培技術として、水稲の機械除草やマルチ栽培および野菜のフェロモモン剤やBT剤の有効性を明らかにした。今後、水稲・野菜の有機技術確立、有機農産物の品質評価、経営評価、生物多様性調査の実施を行う。カンキツ有機栽培では、対象病害虫の発生消長・発生量を把握し、有機栽培で天敵が増加することを明らかにした。今後、発生動向の調査と病害虫の抑制効果の把握を行う。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的取組み	
(22) GAP (農業生産工程管理) の推進	
GAPの取組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者が導入しやすいGAPシステムの開発に努めます。	
①概要	GAPの取組みについて、今後とも、産地や生産者へ啓発するとともに、農薬使用の記載に加え、衛生管理等についても記載を推進する。 また、市町、JA等、関係機関・団体と連携し、GAP導入の支援体制の確立に努めている。
②推進指標	
③用語解説	《GAP》 農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理の管理手法」のこと。
【平成24年度事業実施状況】	
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)	
食の安全・安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進を図るため、指導者研修会や生産者や生産者団体に対して実践的な指導を実施した。	
平成24年度GAP研修会の開催結果	
〔日程・参加者数〕2月22日 46名	
【中間評価及び今後の取組み方針】	
生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全をはじめ様々な観点から注意すべき管理点(点検項目)を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善を結びつけることによって、食品の安全性、信頼性確保等につながることから、安全安心システム(GAP)の導入を今後も推進し、食に対する消費者の不安が高まるなか、引き続き、農産物の安全性確保に努める。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	
(23)県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査 ◆中間見直しにより追加	
消費者等に安心して県内産農水産物を購入していただけたら、生産量の多い品目を中心に計画的な「安全確認検査」を実施します。	
①概要	
(農産園芸課)	
県内の生産量等を踏まえ、米・麦、みかん、キウイフルーツ、かき、くり、さといも、生しいたけの収穫される時期に放射能に係る検査を行い、本県産農産物の安全性を確認する。 (水産課)	
本県主要水産物及び戻りカツオについて、放射性物質の検査を実施し、安全性を確認する。	
②推進指標	
【県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数】	
安全確認検査実施要領で定める件数の実施により、安全性確認効果の指標となる。	
	年度 (H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26
目標	— — — — — —
実績	— — — 26件 20件 20件
【県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数】	
安全確認のための検査要領で定める品目数等の実施により、安全性確認効果の指標となる。	
	年 (H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26
目標	— — — — — —
実績	— — — 14件 10件 10件
③用語解説	
【平成24年度事業実施状況】	
●県産農林水産物放射性物質検査費 (農産園芸課)	
平成24年度は、米2点、麦2点、くり1点、さといも1点、キウイフルーツ1点、かき1点、生しいたけ1点、みかん11点の合計20点を農林水産研究所で分析した結果、放射性セシウムは検出されなかった。なお、検査結果については、県のホームページでも公開している。 (水産課)	
本県主要水産物及び戻りカツオについて、簡易放射線測定器(簡易スペクトロメータ)による検査を実施した結果、放射性セシウムは検出されなかった。	
●農業試験分析機器等整備費(農産園芸課)	
要領で定めた農産物放射性物質検査に使用する機器(Nalシンチレーションスペクトロメータ)を電源立地地域対策交付金(国10/10)により整備した。	
【中間評価及び今後の取組み方針】	
(農産園芸課)	
本県産農産物については、環境モニタリング調査確認の結果、空間放射線率も通常の範囲であり、安全性は十分確認されているところであるが、消費者の不安を私試するため、今後も、安全確認検査を継続する必要がある。 (水産課)	
本県主要水産物及び戻りカツオが「安全・安心」なものであることをアピールするため、今後も調査を実施し、安全性を確認する。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	
(24)消費者ニーズに対応した生産技術の開発	
県の研究機関において、安全、安心な農畜産物生産のための技術を開発します。	
①概要	
(畜産課)	
畜産研究センターにおいて、薬剤に頼らない家畜の飼養方法や飼料作物栽培等、家畜を健康に飼養し、消費者が求める安全な畜産物の提供に必要な技術開発を行う。	
②推進指標	
【安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数】	
生産技術の開発数は、安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組みの推進状況の指標となる。	
	年度 (H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26
目標	— — — — 4(延べ) — 6(延べ)
実績	1 1 1 0 1 —
③用語解説	
【平成24年度事業実施状況】	
●畜産試験研究費(畜産課)	
・「採卵鶏の卵殻質改善試験」	
県下で発生する水産系未利用資源(珍珠残さ等)を飼料に用いて、卵のひび発生を低減する技術を開発した(平成24年度終了)。	
・「採卵鶏における天然素材を活用した衛生管理技術確立試験」	
薬剤に依存しない養鶏経営実現のため、抗菌作用のある茶殻、害虫忌避効果のあるオレノジオール、これらの天然素材を用いて、養鶏における衛生対策資材を開発する(平成26年度終了予定)。	
【中間評価及び今後の取組み方針】	
平成24年度に試験1課題終了に伴い、技術開発が完了したこと、平成20年度からの開発技術は述べ4件となり、中間目標を達成することができた。 今後も、安全安心という消費者ニーズに応えるための生産技術の開発を進める。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み																								
具体的な取組み																									
(25)畜産関係生産者の巡回による普及指導																									
	畜産関係団体等を連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。																								
①概要	毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導する。																								
②推進指標	【畜産関係生産者巡回戸数】 県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。																								
③用語解説																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全戸</td> <td>—</td> <td>全戸</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>737(全戸)</td> <td>686(全戸)</td> <td>709(全戸)</td> <td>666(全戸)</td> <td>611(全戸)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	全戸	—	全戸	実績	737(全戸)	686(全戸)	709(全戸)	666(全戸)	611(全戸)		
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	全戸	—	全戸																		
実績	737(全戸)	686(全戸)	709(全戸)	666(全戸)	611(全戸)																				
④用語解説																									
	<p>【平成24年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ●家畜保健衛生所、農業改良普及員、市町、JA職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料安全法や糞尿処理(動物医薬品)等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。 ●農家戸数:酪農149戸、肉用牛250戸、養豚113戸、養鶏99戸 <p>【中間評価及び今後の取組み方針】 生産者が安全安心な畜産物の確保のため、畜産関係者が連携して、県内全戸の農家を巡回しながら関連情報等の周知を実施している。 今後の取組として、県民へ畜産物を安定的に供給するため、経営技術向上のため指導や支援指導できる体制づくりを継続して生産者へ周知を行う。</p>																								

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	
(26)死亡牛のBSE検査	
	24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
①概要	家畜病性鑑定所において、24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、24ヶ月未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行う。
②推進指標	
③用語解説	
	<p>【平成24年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ●24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計360頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、県内でのBSE感染牛はなかった。 <p>【中間評価及び今後の取組み方針】 これまで県内生産農場の死亡牛でBSEは発生していない。 今後も検査を継続し、生産段階における安全安心を確保する。</p>

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保				
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保				
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み				
具体的な取組み					
(27)高病原性鳥インフルエンザ対策					
生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。					
①概要					
定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。					
②推進指標					
【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】					
鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場で定期的なサンプリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。					
年度 (H20) (H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	—	—
実績	980羽	1,330羽	1,270羽	1,300羽	対数値公開
③用語解説					

【平成24年度事業実施状況】

- 家畜伝染病予防事業費(畜産課)
 - ・県内の対象養鶏場の1,300羽を対象に家畜保健衛生所の獣医師が検査を実施し、全羽について異常はなかった。

【中間評価及び今後の取組み方針】

これまで県内生産農場で高病原性鳥インフルエンザは発生していません。今後、指導、検査を継続し、生産段階における安全安心を確保する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保				
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保				
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み				
具体的な取組み					
(28)農林水産参観デーによる推進					
農林水産業への理解を深めてもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。					
①概要					
県の試験研究機関において、農林水産業の状況や生産技術の内容を知ってもらうため、県民を対象とした農林水産参観デーを開催する。					
②推進指標					
【農林水産参観デー開催回数】					
開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。					
年度 (H20) (H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	8回	—	8回
実績	8回	8回	10回	10回	—
③用語解説					

【平成24年度事業実施状況】

- 農林水産研究所運営費(農産園芸課)
- 水産関係試験研究機関広報活動事業費(水産課)

開催日	実施研究機関	主な内容	参加者数
7月25日(水)	水産研究所センター ・水産研究所センター ・水産研究所センター	試験研究成果の展示 体験学習(乳搾り・牛のエサやりコーナー)ほか ふれあい池(お魚)ランゲ 水産に関する相談 試験研究の姿・成果展示 海の生き物とのふれあいコーナー ほか	200人 水産部 274人 水産課 257人
7月29日(日)	水産研究所センター ・水産研究所センター	体験学習 体験・調査船に乗組しての海洋調査 ほか	水産部 39人 水産課 14人
8月18日(土)	水産研究所	収穫祭 収穫した作物を販売	40人
10月1日(月)	農林水産研究所(全) 農産園芸課、畜産課 ・水産研究所センター	成果の展示と収穫の公開 野菜や果物の収穫 体験学習 水産関係展示コーナー ほか	農水部 4,000人 水産部 6,700人
10月2日(火)	水産研究所	水産関係展示コーナー ・水産研究所センター ・水産研究所センター	1,650人
10月20日(土)	水産研究所	水産関係展示コーナー ・水産研究所センター ・水産研究所センター	1,324人
10月21日(日)	水産研究所	水産関係展示コーナー ・水産研究所センター ・水産研究所センター	約1,500人
10月25日(水)	水産研究所	水産関係展示コーナー ・水産研究所センター ・水産研究所センター	約1,500人

【中間評価及び今後の取組み方針】

毎年、全ての試験研究機関が研究成果やほ場の公開等による迅速な技術普及と農林水産業者や地域住民の参加する地方色豊かな“技術学習と交流の場”として重要な行事として、長年親しまれている。今後も、県民への農林水産研究の理解促進と新技術の普及推進を行うために継続する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み
具体的な取組み	(29)ふれあい牧場、工場見学等の開催
①概要	関係団体等と連携し、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学を実施します。
②推進指標	愛媛県酪農協同組合連合会等と連携し、生産者の牧場や乳業工場の見学会を開催するとともに料理教室を開催し、畜産業への理解促進を図る。
③用語解説	【ふれあい牧場等の開催回数】 開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	50回	—	80回
実績	46回	54回	51回	80回	76回		

③用語解説	【平成24年度事業実施状況】 ●愛媛県酪連と連携し予算無しで実施(畜産課) 【ふれあい牧場等の開催結果】 工場見学:76回 内容:乳製品の製造過程や安全安心確保の取組について工場見学等により消費者の理解を深めた。
①概要	【中間評価及び今後の取組み方針】 工場見学を通じて、牛乳・乳製品のすばらしさ及び安全安心確保の取組み等について消費者への理解を図っている。 今後も、関係団体と連携し、消費者への理解醸成を深めるため、引き続き実施する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み
具体的な取組み	(30)消費者ニーズの把握、生産への反映
①概要	アンケート調査を実施し、消費者の意見、要望を把握し、消費者ニーズに合致した農産物を生産するため、生産者へ情報を提供します。
②推進指標	毎年開催している愛媛県しいたけ共進会や、産業文化まつりにおいて、来場者に売りたいに関する意見、要望等聞き取り調査し、その結果を求荷組織を通じて生産者に提供する。
③用語解説	【平成24年度事業実施状況】 ●特用林産物振興対策事業費(林業政策課) 愛媛県森林組合連合会や愛媛県森林組合推進生産者連絡協議会といった販売、生産団体が愛媛県しいたけ共進会、産業文化まつり、大街道マルシェなど消費者へ直接販売する機会に積極的に参加し、消費者ニーズの把握に努め、会員等に情報提供を行った。
①概要	【中間評価及び今後の取組み方針】 「愛」あるブランド産品である愛媛県しいたけの消費拡大に資するため、積極的に県内外の特産品展に参加し、消費者のニーズの把握に努めるなど、一定の評価を得ることができた。 今後、更なる消費拡大に努めるため、消費者のニーズに合致した新たな商品の開発、販売方法の改善等を含め、生産者及び愛媛県森林組合連合会等が一体となって愛媛県しいたけの普及に取り組みで行く。